

供述以外に証拠が得られな
いおそれがある事故などにつ
きまして、正確、綿密な実
況見分や監視活動など、客
観的な証拠の収集、具体的
な捜査指揮や組織的な取り
組みを二層推進し、的確、綿
密な捜査を行って、事故原因
を究明するとともに、警察
捜査に対する信頼を確保し
てまいりたい、このように考
えております。

細川議員 次に、こういうケ
ースもあるんです。これは埼
玉県警の話ですけれども、
現在、警察学校の元校長が
県警の幹部を横領事件で告
発いたしております。――(中
略) 私は、警察内部で問題
が起こったときに、内部の者
が調べる、それで客観性が保
たれるのかどうか非常に疑問
を持って、先ほどの二つの白バ
イの事件、そしてこの埼玉県
警での問題を紹介いたしまし
た。

そこでこれはちょっと古く
なりますけれども、10年ぐ
らい前に、神奈川県警でいろ

いろ不祥事があり、当時の本
部長が、全県下の警察署長
を集めて、警察署長と県警
の幹部に対して行った訓示の
要旨があります。県下の署
長はそれを聞いて、ある警察
署長は本部長の訓示の要旨
を書き、それを自分の警察
署の署員に渡した、そういう
メモがあるんですけれども、
本部長が訓示をしたという内
容をちょっと御紹介いたします。
「不祥事はあるということ
前提として、その場合の対
応を考えなければならぬ。
不祥事とはなにか、事案が
あっただけでは不祥事ではな
い。これがマスコミに騒がれ
て初めて不祥事となる。」
ちよつと略しますが、不祥事
のようなものが「あった場合
は、県警全体で処理に当たる。
県警として手を出していく。
組織に乗せる。情報の伝達、
スピードとの勝負である。事
を小さくおさめる。物事は
二重三重の帳簿で処理してい
く。危機管理とは責任であ
る。」こういうことを訓示し

た。それで、その署長がメモ
して、そして署員にそれを配
つた、こういうことです。
簡潔に言いますと、不祥
事がマスコミに出たら二重帳
簿でも駆使して事を小さく
おさめる、こういうことです。
私は、とんでもない発言だ
と思います。こういう意識が警
察共通のものになったら大変
だと思えますけれども、警
察庁はこの訓示そのものをど
う思っていますか。

米村政府参考人(以下警察庁)
お尋ねの点につきましては、
古うございますけれども、平
成10年9月3日の神奈川県
県警察における警察署長会
議で、当時の本部長がそのよ
うな訓示と申しますか発言
をしたのではないかとというよ
うな点であろうかと思えます。
私どもとしまして、同県警に
おいてそういう発言があったの
かどうかという事実を確かめ
ました。また、その会議に出
席した者達からも話を聞いた
上でございますけれども、そ
ういう発言があったというこ

とについては確認ができなかった
というところでございます。
その上で、一般論として申し
上げますが、仮にそのような
発言があったとすれば、私ど
もいたしましては、まさしく
不見識な発言でありますし、
およそ理解しがたい発言であ
ると考えております。

なお警察におきましては、
先生御指摘のとおり、神奈
川県警におきまして連の非
違事案が発生をし、これを
きっかけといたしまして、警
察行政の透明性の確保と自
浄機能の強化を目指しまして
警察刷新会議が立ち上がり、
また、提言を受けて警察改
革要綱というものを定めたわ
けです。それ以降、監察部
門を充実し、非違事案が発
生した場合には厳正に処理
をするという姿勢で臨んでい
るところです。監察処分の処
分基準あるいは処分の発表の
指針、これらはずれも公に
お示しをしているところでご
ざいまして、これに基づいて
処分及び発表について厳正に

対応しているということでご
ざいます。

細川議員 平成10年9月
3日、その日に本部長総括
指示がなされて、この警察署
長は自分の聞いたことをメモ
して、きちつと書いてあるん
ですよ。この警察本部長は、
神奈川県警でいろいろの不祥
事が起つてかわつたんですね。
そして、本部長が交代の前に
こういう指示をした、こうい
うことでは足りていないん
ですけども、警察庁として
はこれを確認していないん
ですか。

警察庁 繰り返しになって恐
縮でございますけれども、神
奈川県警に対してまして、当
時の会議の出席者を含めてそ
ういった発言があったのかど
うか確認いたしましたけれども、
確認はできなかったというこ
とでございます。

細川議員 私はどこの署長
さんがこのメモを書いたかとい
うこともわかっていないん
ですよ。資料は全部持っている
じゃないですか。調べてもわ

をしなくてはいけないんじや
ないかと提起しているんです。
警察の内部の方では逆に、今
官房長がもしあればあつては
ならないことなんだ、こうい
うようなことも言われたん
ですけども、これは現実
にあった、間違いないと私は思
いますよ。だからちよつと調べ
るくらい調べたらどうですか。
警察庁 ちよつと舌足らずな
面があつたかというふうに思
いますので、おわびを申し上げ
たいと思います。昨日関係者
からいろいろ聞いた限りにお
いて確認できなかったというこ
とですから、さらに確かめて
みたいと思います。

細川議員 いつまでに報告し
てくれますか。

警察庁 いつまでかというとわ
けではございませんが、速や
かに確認をしていきたいとい
うふうに考えております。

細川議員 それでは、大臣
にお聞きします。これまで、
白バイ二件のケース、それか
ら警察内部で起つた内部の
者の事件、そういう不祥事と

事件を例に出してきたわけ
ですけども、こういうケース
に対しては警察以外の機関が
捜査に当たるとか、あるいは
警察を監視するような何か
別の機関が必要だと思うん
です。法の正しい執行の責任者
としての法務大臣の見解、そ
れから今神奈川県警の訓示、
それを含めて、大臣、どう
お考えになるかお答えいた
きたい。

鳩山国務大臣 大変難しい
内容の事柄で、細川律夫先
生がどういふ観点で問題意識
をお持ちであるかということ
は十分理解することができた
と思います。また、先生がそ
ういふ観点で物をお考えにな
るのは決して間違いではない。
要するに、身内に甘いとか、
身内に有利であるとか、身内
同士で傷口をなめ合つて物事
をごまかすということが、そ
れは通常世の中ではよくある
わけで、うちの事務所なんか
何かまずいことがあるとみん
なで口裏を合わせて隠すもの
ですからいつも苦勞するわけ

ですが、ただ、やはり司法警
察職員というような権限を
持った存在というかパブリック
な存在の方々は、そういう
ことは特に許されぬことと
思うわけでございます。ただ、
先生御提案の第三者的な機
関をつくるかということにな
りますと、直ちにそういうこ
とが現実的に可能であるかど
うかについては、私も余り前
向きの御答弁ができないわけ
でございます。一つには、もち
ろん自浄能力をみなさんが発
揮してくださることが大事で
すが、警察官あるいは警察と
検察というものの、ともに捜査
できるわけでありまして、警
察が事件と思えばこれを検
察に送る、検察がまた自ら必
要と認めるときは自ら犯罪の
捜査ができること刑事訴訟法に
書いてあつて、結果的には起
訴するか、しないかというの
も検察がやるということであ
りますから、検察がしっかり
しておれば適正な捜査ができ
るのではないかと私は思います。
ただ、細川先生御指摘の事柄

高知の話、それから愛媛の話、
埼玉の話、警察庁の答弁を
聞いておりましたも、余りす
かつしなないですね、後ろで
聞いておつて。だから、何か
先生の持たれる疑念のような
ものは、国民にもたれてはい
けないわけで、今後やはり研
究すべき課題であるというの
はよくわかりました。(以下略)

*

神奈川県警の訓示について
は、以前、本誌で「春田事件」
を連載しているときにも紹介
したことがあるが、10年経つ
ても、結局こういう体質は何
ら変わっていないということな
のか……。

今回は、会議録の紹介で
行数がいっぱいになってしま
つたが、当事者の必死の訴えが
ついに国会で取り上げられた
ことは、大きな成果といえる
だろう。

ちなみに、松山の『山本
事件』は、愛媛県警側が正
式に反訴。白バイに過失はな
かつたとして、全面的に争う
姿勢を見せているという。